

# 違反対象物の 公表制度

運用開始  
▶平成27年  
**4月1日**~  
千葉市消防局

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を千葉市消防局のウェブサイトで確認できる制度です。

## 公表の対象

特定防火対象物

(飲食店、物品販売店、旅館、病院などの不特定の人が入り出りする建物)



## 公表の対象となる違反内容

特に重大な消防用設備の設置義務違反により

- ①屋内消火栓設備
  - ②スプリンクラー設備
  - ③自動火災報知設備
  - ④避難器具
- (ただし、特定一階段等防火対象物に限る。)

上記設備が設置されていないもの又は設置されていても、維持管理が不適切で主たる機能が喪失しているもの。



## 公表の方法

- ◆千葉市消防局ウェブサイトへの掲載
- ◆消防署、出張所での閲覧



千葉市消防局のウェブサイトから確認できます

千葉市消防局 公表制度

検索



# 違反対象物の公表制度



## 公表する内容

対象物名称 ○○○○○ビル  
所在地 千葉市○○区○○町○丁○番○号  
法令違反の内容 自動火災報知設備未設置(防火対象物全体)、避難器具未設置(○階)

## 公表までの流れ

立入検査の実施

立入検査結果通知書の交付

関係者に対する公表の事前周知

公表



立入検査結果の通知から14日経過した日においてなお当該違反が認められる場合

## 建物関係者の方へ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等が必要となることがありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- ✓ 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- ✓ 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合
- ✓ 窓にフィルム等を貼付する場合



## 問い合わせ先

消防局予防部予防課 ▶ 202-1776

中央消防署予防課 ▶▶ 202-1617

稲毛消防署予防課 ▶▶ 284-5144

緑消防署予防課 ▶▶▶ 292-6147

花見川消防署予防課 ▶ 259-2571

若葉消防署予防課 ▶▶ 237-8041

美浜消防署予防課 ▶▶ 279-0196

千葉市消防局